

千葉県港湾事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、港湾の振興を図るため、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に規定するもので市長が適当と認めたものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表に規定する補助事業に応じ、それぞれ同表に規定するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に規定する補助事業に応じ、事業費の1/2以内で、予算の範囲内とする。ただし、市長が別に定めることもできる。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、市長が定める期日までに港湾事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、港湾事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 補助事業者は、第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、港湾事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに港湾事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、港湾事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、港湾事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、港湾事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により交付の請求をしようとするときは、港湾事業補助金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第1項の規定による通知は、港湾事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、港湾事業補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

(委任)

第14条 この要綱の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助事業			補助事業者
種目		補助対象経費	
港湾振興事業	海上保安活動に係る普及啓発に関する事業	印刷製本費、 広告宣伝費、会議費	公益財団法人海上保安協会千葉支部

様式第 1 号

年 月 日

港湾事業補助金交付申請書

千葉市長

様

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス)

(担当者名)

_____@

年度において港湾事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等
交付規則第 3 条の規定により交付申請をいたします。

1 補助事業名

2 補助金申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 様

港湾事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった に対する補助金として、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

1 補助金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び要綱を遵守すること。

年 月 日

港湾事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

千葉市長

様

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス）

（担当者名）

_____@

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった下記事業について、事業計画の変更をしたいので千葉市港湾事業補助金交付要綱第8条の規定により申請いたします。

1 補助事業名

2 事業内容 変更前
変更後

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更（中止・廃止）の予定年月日 年 月 日

5 収支予算書

様式第4号

年 月 日

港湾事業実績報告書

千葉市長

様

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス)

(担当者名)

_____ @ _____

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金交付決定のあった下記事業が終了いたしましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

- 1 補助事業名
- 2 事業の効果
- 3 事業実績書
- 4 収支決算書

住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 様

港湾事業補助金額確定通知書

年 月 日付港湾事業実績報告書により 年度の港湾事業
補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定
により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業の経費精算額 円
- 4 補助率
- 5 補助金の確定額 円

年 月 日

港湾事業補助金交付請求書

千葉市長

様

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス)

(担当者名)

_____ @ _____

年 月 日付千葉市達 第 号港湾事業補助金額確定通知書
により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定によ
り請求します。

1 補助事業名

2 補助金交付請求額 金 円

3 添付書類 (1) 補助金額確定通知書の写し
(2) その他市長が必要と認めた書類

年 月 日

港湾事業補助金一括（分割）事前交付請求書

千葉市長 様

住 所
氏名又は団体名
及び代表者名
(連絡先電話番号) _____
(連絡先メールアドレス) _____@_____
(担当者名) _____

年 月 日付千葉市指令 第 号により港湾事業補助金交付決定通知のあった補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第2項の規定により請求します。

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回交付請求額	円
添 付 書 類	(1) 補助金交付決定通知書の写し (2) その他市長が必要と認めた書類

住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 様

港湾事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した港湾事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消後の交付決定額 円
- 5 取消の理由

住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 様

港湾事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条^{第1項}の規定により、次のとおり返還を命ずる。
^{第2項}

年 月 日

千葉市長

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の既交付額
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
計 円
- 4 補助金の交付確定額 円
- 5 返還すべき金額 円
- 6 返還期限 年 月 日
- 7 返還を命ずる理由
- 8 返還方法